

## 在外投票制度について

海外に居住する日本人有権者が国政選挙で投票できる制度。

在外投票の対象者は満 20 歳以上の日本人有権者で、在外公館（日本大使館、日本国総領事館）の管轄区域内に 3 か月以上住所を有し、日本大使館や日本国総領事館などで、あらかじめ在外選挙人名簿に登録している者。

1998 年の公職選挙法改正により、2000 年 5 月以降の国政選挙で、比例区に限り在外投票が利用できるようになった。さらに、2006 年の公職選挙法改正により、2007 年 6 月以降に行われる衆議院小選挙区および参議院選挙区と、これらにかかわる補欠選挙および再選挙についても投票が可能となった。日本で最後に住民票があった選挙区が、投票の対象となる。